

令和 3 年第 12 回守山市農業委員会総会議事録

第 12 回守山市農業委員会総会を守山市役所東棟 3 階大会議室において招集する。

令和 3 年 12 月 10 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 51 号～議第 57 号

議第 51 号 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 52 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 53 号※ 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について

※一括議案とする

- 議第 54 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 議第 55 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
- 議第 56 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による現況農地でない旨の証明申請に対し、証明をすることについて
- 議第 57 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願いの証明をすることについて

報告第 52 号～報告第 56 号

- 報告第 52 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について
- 報告第 53 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について
- 報告第 54 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について
- 報告第 55 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事案の報告について
- 報告第 56 号 諸証明書 of 交付状況について

2 出席委員は、次のとおりである。

1 北野 豊弘	2 川島 忠文	3 林 茂一
4 石田 達男	5 木村 伊太郎	6 寺田 久重
7 林 善治	8 下村 耕	9 戸田 守晃
10 山本 麻紀代	11 園田 耕三	12 寺田 英子
13 秋山 新治		

3 欠席委員は、0名です。

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	岩井 友宏
書記	主幹	西村 拓也
書記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	水原 正純
農政課	主事	佐薙 由布紀

○局 長

本総会は委員総数 13 名中 13 名の出席があり出席者数が過半数以上に達しておりますので、令和 3 年第 12 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 1 時 55 分)

○議 長

それでは、令和 3 年第 12 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 5 件、報告案件 5 件の合計 12 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

11 番 園田 耕三 委員

12 番 寺田 英子 委員 を指名いたします。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

これより、議題に入ります。議第 51 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 51 号 農業経営基盤強化促進法
第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定を
することについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長

ただいま議題となりました議第 51 号につきまして提案
理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第 9 条議案の説明）

それでは、ただいま議題となりました議第 51 号につき
まして提案理由のご説明を申し上げます。

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進
法第 18 条第 1 項の規定に基づき、本委員会の決定を求める
ものです。

【議案書にもとづいて、個別の農用地利用集積計画の
要請の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしてい
ると考えます。

以上で議第 51 号の提案理由の説明といたします。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採
決を致します。本件は原案のとおり計画の決定することに
に、ご異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は原案のとおり計
画の決定することに決しました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次の議題に入りますが、議第 52 号と議第 53 号は関連し

ておりますので一括審議といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 52 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定をすることについて、および、議第 53 号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局

ただいま議題となりました議第 52 号および議第 53 号につきまして提案理由を農政課よりご説明を申し上げます。

○農政課 水原課長 （第 9 条議案の説明）

議第 52 号は農地中間管理事業における農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画（案）について農業委員会の決定をいただくもので、議第 53 号は農用地利用配分計画（案）について意見聴取をいただくものです。

これについては、実質化した「人・農地プラン」および地域での話し合いにより決まったものを本総会において、

ご審議いただくものでございます。

まず、議第 52 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画（案）」です。この計画案は、一旦滋賀県農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金に貸し付けられるものです。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

つづいて、議第 53 号の「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）」です。

農地中間管理事業の関する法律に基づき、農地中間管理機構である滋賀県農林漁業担い手育成基金が作成されました配分計画になります。

1 番・・・・・・・・。

【議案書にもとづいて、概要を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第 52 号および議第 53 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、まず議第 52 号の農地中間管理事業に係る農

用地利用集積計画の決定をすることについての質疑でございますが、関連もございますので、議第 53 号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取についても合わせまして、質疑、意見を伺います。

質疑はありませんか。

○農政課 佐薙主事

補足説明いたします。

配分計画において大規模に借り受けられる農地所有適格法人の利用計画として地図を添付しております。この畑地帯での耕作者がこの法人の他に、18 名の耕作者が残って耕作されていくことになりました。

○議 長

集積計画および配分計画された農地の一部では、1 筆の農地を割り振った形の面積での利用になっているのは、耕作している人それぞれへの貸し付けになるのですか。

○農政課 佐薙主事

耕作している部分と管理している通路の部分があり、今まではこの管理用通路に関しては生産組合が賃借料を支払っていたが、令和 4 年 1 月からは栽培する果樹や棚に付属する管理用通路を耕作者の面積に合わせて按分することになりました。

○議 長

従来から、一つの農地に何人かが借り受けているから一つの農地が細かく割り振られているのですね。

○農政課 佐薙主事

はい、そうです。

○議 長

他に質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

配分計画の中に「一桁」の面積がありますが。

○農政課 佐薙主事

それが管理用通路になります。管理用通路を按分しますと、その面積となり「畔」のような形になっています。

○議 長

この畑地帯でこの法人の耕作面積は何％になりますか。

○農政課 佐薙主事

全体で 13.5 ha の面積で、法人が借り受けるのは 7.6 ha ですので、約 56％になります。思っていたより耕作を続けられたい方が多かったのです。

○議 長

この法人は、地元での出荷協議会との調整はでき

ているのですね。

○農政課 佐薙主事

以前から借り受けている農地がありますので、問題は無いと思います。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」と叫ぶ者有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。

まず、議第52号の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画は、原案のとおり計画の決定をすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件は、原案のとおり計画の決定をすることに決しました。

○議 長

続いて議第53号の農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の意見聴取について「意見なし」とすることにご

異議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。本件の配分計画について、「意見なし」とすることに決しました。

○議 長

農政課の職員の方、ご苦労様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議 長 (第 7 条議題の宣言)

次に、議第 54 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第54号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 54 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

議案書は 2 ページ、位置図は 2 ページからとなります。

こちらは、農地のままでの権利移動を行うことについての許可案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、7 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番 773 平方メートルの畑、同じく 〇〇 〇〇〇〇番〇 514 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、58.3 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

〇〇町 〇〇 〇〇番 224 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営面積は、55.2 アール、通作距離は

0.5 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 P 4)

〇〇町 〇〇 〇〇〇番 1,041 平方メートルの田です。
譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳、および〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。契約内容
は売買、事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の経営
面積は、121.0 アール、通作距離は自宅の隣で 0.1 キロメ
ートルです。

4 番から 7 番の案件で、位置図は P 5、6 をご覧ください。

こちらの案件は、いずれも譲受人 守山市〇〇 〇丁目
〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。事由欄に
記載のとおり、新規就農により譲り受けられるもので、
農機具等は借り入れをされ 大豆の作付けを予定されて
います。

番号 4 番、〇〇町 〇〇 〇〇〇〇番〇 548 平方メー
トルの現況 畑で、貸人は、〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇
〇 さん 〇〇歳。

5 番 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,295 平方メートル

の田、および 同じく〇〇〇 〇〇〇番 1,061 平方メートルの田で、譲渡人は、〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇さん 〇〇歳。

6 番 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 1,133 平方メートルの田、および 〇〇〇番〇 66 平方メートルの畑で、譲渡人は、〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

7 番 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1,244 平方メートルの田で、譲渡人は、〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。

契約内容は、4 番が賃貸借で、5 番 6 番 7 番については売買です。通作距離は 3.0 ないし 3.3 キロメートルです。

以上の件につきましては、農地法第 3 条第 2 項第 1 号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。また、第 2 号の法人要件（農地所有適格法人以外の法人は農地取得できない）については、個人であるため適用ありません。

第 3 号の信託要件についても該当せず、第 4 号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第 5 号の下限面積（50 アール）についても、面積要件を満たしているため該当しません。このことから、農地法第 3

条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第54号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

対象地の隣接を譲り受け人が耕作されていますので、問題は無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、2番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

近くに譲り受け人の耕作地があり利便性が高まり、また、多角的に農業を営んでおられるので、問題は無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて、3番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

当該地は、譲り受け人の自宅の隣りになりまして、利便

性が高まると思います。

以上です。

○議長 長

続いて、4番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

4番から7番の案件は関連していますので、一括して●● ●●委員にお願いしております。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人は「○○○○ ○○○」の代表取締役でありまして、○○の原料である○○を近隣で生産したいとの思いで、今回の農地の取得となりました。新たに農業を始める新規就農となりますが、農機具を所有されていませんので借りて耕作されるようです。また、農地を荒廃することなく3年間は転用又は権利異動しない旨の誓約書が添付されています。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議長 長

ありがとうございました。

○議長 長

それでは質疑を行います。質疑はありますか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 （第 1 7 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第 1 0 条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 55 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第55号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 55 号につきまして提案

理由の説明を申し上げます。

議案書は 6 ページ、位置図は 9 ページです。

これは、転用を目的とする権利の設定・移転の案件でございます。本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は 3 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 9、10)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 412 平方メートルの畑です。貸人は守山市〇〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇さん 〇〇歳で、借人は栗東市〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇〇号 〇〇 〇〇さん 〇〇歳と、〇〇 〇〇さん 〇〇歳です。〇〇さんと〇〇さんは親子関係です。貸人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は使用貸借、事由は専用住宅です。備考欄に記載のとおり、〇〇〇地区の地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、周辺が宅地化しており、住宅、公共施設等が連たんしている区域であることから許可相当と考えます。一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 11、12)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇番〇 320 平方メートルの田です。譲渡人は、〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり相続で、契約内容は売買、事由は専用住宅です。備考欄に記載のとおり、〇〇〇地区の地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第 3 種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が 2 種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね 500 メートル以内に 2 以上の公共施設（〇〇小学校、〇〇こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 13、14)

〇〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 376 平方メートルの田で、譲渡人は、〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、譲受人は、〇〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さ

ん ○○歳です。譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおり売買で、契約内容は売買、事由は専用住宅です。備考欄に記載のとおり、○○○町地区の地区計画区域内で、開発許可に該当します。

立地基準の判断については、第3種農地で市街地化した区域内の農地で、水管等が2種類以上埋設する道路の沿道で、おおむね500メートル以内に2以上の公共施設（○○小学校、○○こども園）があることから、許可相当と考えます。また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第55号の提案理由の説明といたします。

○議 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

1番の案件を●● ●●委員をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

親子関係による賃借であり、局長の説明のとおり問題は無いと思います。

以上です。

○議 長

続いて、2番と3番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

2番は周囲が開発されていますので、問題は無いと思います。

3番は、近隣に住まいしている孫への売買になり、地区計画内の農地であるので、問題は無いと思います。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

2番の譲り受け人は、当該地の地域に住まいされているのに、家を建てられるのですか。

○事務局

この案件は、「分化住宅」ではなく、地区計画内の農地に専用住宅を建てる計画でして、「分化住宅」の規制を受けるものではありません。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 （第 17 条第 2 項簡易採決）

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

（第 10 条発言） 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 56 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 56 号 農地法第 2 条第 1 項の規定による現況農地でない旨の証明申請に対し、証明をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 56 号につきまして提案理由の説明を申し上げます。議案書の 7 ページ、位置図は 16 ページをご覧ください。

農地法第 2 条第 1 項の規程による 現況農地でない旨の証明申請に対し、本委員会の決定を求めるものでございます。

〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番 登記地目は畑、現況は山林で、面積は 181 平方メートルです。

申請人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。昭和 50 年頃には、すでに竹林となっていたということで、非農地証明を発行しようとするものでございます。

非農地証明の基準等の一つに、「耕作放棄後 20 年以上経過し、荒廃地となっているもので、容易に農地への復元も困難であり、農地として利用される可能性のないもの。現況は自然林等である。」ということがあり、そして、平成 12 年の航空写真で、当時から「竹林」あったことを確認しております。

これらのことにより、非農地証明を発行しようとするものでございます。

以上で、議第 56 号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当の●● ●●委員から、確認状況の報告をいただきます。

○●番 ●● ●●委員

局長より説明のありましたように、私の知っている限りでも相当以前から山林化しており、農地に復元することは不可能と思います。

ご審議の程、よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

この非農地証明を発することで、この土地はどうなるのですか。

○事務局

山林としての登記が可能になります。

○●番 ●● ●●委員

開発ができるのですか。

○議 長

それは別の話になります。

○事務局

この土地は農地法の適用外になりますので、「山林」として登記されれば土地取引が自由になります。

○●番 ●● ●●委員

地目変更されると「固定資産税」が変わってくるのでしょうか。

○事務局

「固定資産税」は「現況課税」とされていますが、基本的には「農地」から「山林」となれば変わることになります。

○議 長

他に質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」との声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決を致します。本件は、現況農地でない旨の証明をすることに対し、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、議案の通り現況農地でない旨の証明をすることに決しました。

○議 長 （第 7 条議題の宣言）

次に、議第 57 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 57 号 相続税の納税猶予に関する適格者証明書願の証明をすることについて
以上です。

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （第 9 条議案の説明）

ただいま議題となりました議第 57 号につきまして提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の 8 ページをご覧ください。

租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による 相続税の納税猶予に関する適格者証明願に対し、証明することについて本委員会の決定を求めるものでございます。

被相続人の住所、氏名は、京都市〇〇区〇〇〇〇〇〇町
〇〇番地 〇〇 〇〇 さんで、相続人は同所同番地 被
相続人の妻で 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。特例適用

農地による農業経営開始年月日は、令和 3 年 3 月 21 日です。

特例の適用を受けようとする農地は、明細に記載のとおり、〇〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 の田 1,504 平方メートル、他 12 筆で、現地確認によりまして、農地として耕作されていることを確認しております。

以上で、議第 57 号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

申請人は、今でも耕作されているのでしょうか。

○事務局

今回の対象地はすべて貸し付けされていますが、自宅である〇〇にも農地を所有されており、こちらではご家族で耕作されています。

○議長 長

他に質疑はありませんか。

(第 10 条発言) 「無し」と叫ぶ者有り

○議長 長 (第 17 条第 2 項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、議案のとおり証明することに、ご異

議ありませんか。

(第 10 条発言) 「異議無し」との声有り

○議 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は議案のとおり証明することに、決しました。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第 52 号から報告第 56 号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告第 52 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により受理いたしました。

報告第 53 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

3 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 54 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸
借解約通知について

76 件の届出です。内容については記載のとおり
です。

報告第 55 号 農地法施行規則第 29 条第 1 号の該当事
案の報告について農地変更届出につい
て

1 件の届出です。内容については記載のとおりで
す。

報告第 56 号 諸証明書の交付状況について

1 件の交付です。内容については記載のとおりで
す。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議され
た案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 2 時 55 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 3 年 12 月 21 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

11 番 園田 耕三

12 番 寺田 英子